

議員全員協議会会議録

平成27年12月18日

宮古市議会

平成27年12月宮古市議会議員全員協議会会議録目次

(12月18日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
説明事項(1)	3
閉 会	11

宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時 平成27年12月18日（金曜日） 午前9時
場 所 市役所 6階大ホール

○

事 件

〔説明事項〕

- （1）宮古市中心市街地拠点施設整備事業に係る用地取得について
- （2）その他

出席議員（27名）

1 番 今 村 正 君
 2 番 小 島 直 也 君
 5 番 白 石 雅 一 君
 7 番 中 島 清 吾 君
 9 番 内 舘 勝 則 君
 11 番 佐々木 重 勝 君
 13 番 高 橋 秀 正 君
 16 番 工 藤 小 百 合 君
 18 番 長 門 孝 則 君
 20 番 落 合 久 三 君
 22 番 松 本 尚 美 君
 24 番 茂 市 敏 之 君
 26 番 田 中 尚 君
 28 番 前 川 昌 登 君

3 番 近 藤 和 也 君
 4 番 佐々木 清 明 君
 6 番 鳥 居 晋 君
 8 番 伊 藤 清 君
 10 番 北 村 進 君
 12 番 須賀原 千エ子 君
 14 番 橋 本 久 夫 君
 17 番 坂 本 悦 夫 君
 19 番 佐々木 勝 君
 21 番 竹 花 邦 彦 君
 23 番 坂 下 正 明 君
 25 番 藤 原 光 昭 君
 27 番 加 藤 俊 郎 君

欠席議員（1名）

15 番 古 舘 章 秀 君

説明のための出席者

説明事項（1）

市 長 山 本 正 徳 君
 総 務 部 長 佐 藤 廣 昭 君
 都市整備部長 高 峯 聡一郎 君
 都市計画課長 中 村 晃 君

副 市 長 山 口 公 正 君
 企 画 部 長 山 崎 政 典 君
 復興推進課長 多 田 康 君

議会事務局出席者

事 務 局 長 上 居 勝 弘
 主 査 菊 地 政 幸

次 長 佐々木 純 子

開 会

午前 9時00分 開会

○議長（前川昌登君） おはようございます。ただいまから議員全員協議会を開会します。

ただいままでの出席は27名でございます。会議は成立しております。

次第に従いまして会議を進めてまいります。

○

説明事項（１） 宮古市中心市街地拠点施設整備事業に係る用地取得について

○議長（前川昌登君） 説明事項の１、宮古市中心市街地拠点施設整備事業に係る用地取得について、説明願います。山本市長。

○市長（山本正徳君） おはようございます。本日、ご説明いたします案件でございますが、中心市街地拠点施設整備事業に係る用地取得についてでございます。

昨日の落合議員の一般質問の私からの答弁の際、当該用地の取得につきまして、土地を所有している民間事業者から内諾を得たので近日中に契約を締結する予定である旨、ご報告をさせていただいたところであります。

契約につきましては、昨日付けで締結いたしました。その内容につきまして、高峯都市整備部長から、説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（前川昌登君） 高峯都市整備部長

○都市整備部長（高峯聡一郎君） おはようございます。都市整備部長の高峯でございます。

それでは、私の方から、当該用地取得に係る経過と内容について、ご説明をさせていただきます。

お手元の資料をご覧ください。表紙をめくっていただきまして、用地取得の経過と内容をまとめたものと、次のページに当該用地の位置を示した図面となっております。

まず、用地取得の経過について、ご説明いたしますので１ページ目をご覧ください。用地交渉は、平成24年から始めました。交渉の経過について、主な内容をご説明いたします。24年9月に、「地区復興まちづくり計画」の内容を踏まえ、市の取組状況の説明を先方に行いました。25年9月には、市において想定している「津波復興拠点整備事業」の概要の説明をいたしました。

その後、26年9月4日の都市計画決定を経て、本年2月からは、具体的な補償内容の協議を行い、年内の契約締結に向けて、最終的な補償内容・諸条件の整理を行ってまいりました。去る16日に契約内容について内諾をいただきましたので、翌17日、昨日でございますが、無事、契約を締結いたしました。

用地取得の内容でございますが、土地の所在は、宮町一丁目1番18の一部、地目は宅地、買収面積は、919.54㎡、買収単価は、㎡あたり42,000円でございます。なお、買収単価につきましては、去る9月定例会において、議決いただきました鉄道用地と同じ単価でございます。

物件補償につきましては、個人や企業の情報にかかわることから金額や詳細な内容は控えさせていただいておりますのでご了承願います。

補償の内容でございますが、補償の項目は、4項目でございます。建物補償金は、当該用地にございます「ゴミ保管庫」に係るものでございます。工作物補償金は、当該用地にございます「排水設備、ネットフェンス、アスファルト等」に係るものでございます。駐車場借上げ料は、当該用地取得に伴い、減少いたします駐車場区画の2年分に相当する金額でございます。その他、移転雑費補償金は、移転に係る経費でございます。

以上が、補償に係る全ての内容であり、営業補償等その他の項目はございません。

この度、先方の協力的な姿勢もあり、予定していた本年中の契約を締結することができました。引き続き、市民や関係各位に、ご理解を頂きながら、事業を進めてまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（前川昌登君） 説明が終わりました。この件について、何か質疑があれば挙手願います。

松本議員

○22番（松本尚美君） まあ説明というか、内容の説明ということですから、聞き置くかなあというふうには思っていたんですが、まず1点目ですね、物件補償。いま高峯部長は内容について詳細には、金額を含めて公表できないということでしたが、個々の部分はやむを得ないとしても、トータルの補償額というのは、これは公表できないわけではないというふうに思いますね。

当然に高峯部長が個人的にこれをやる、補償するということでは当然にないと思いますし、公金支出が伴うということですから、今の説明は、私は不適切というふうに思うんですが、どうでしょう。

○議長（前川昌登君） 高峯都市整備部長

○都市整備部長（高峯聡一郎君） 物件の補償費について今のように説明させていただいているんですけど、例えば今回お示ししている用地単価ですね。こちらの方も本来であれば公開するのにはあまり適さない情報というのが一般的な解釈となっております。その中でも、議員の皆様は今回ご心配をおかけしているという状況であるということと、先方のご理解も得ましたので、今回土地の取得単価についてもこのように皆様にお示しさせていただいているところでございます。

補償金に関してはですね、今ほど説明しましたとおり企業や個人の情報に関わるということなので、具体的な金額を申し上げるということは、やはり今回は控えさせていただきたいと思っているんですけど、金額自体は用地取得費よりもかなり低い金額で先方と妥結しているというかたちで説明をさせていただきたいと考えております。ご理解のほどお願いします。

○議長（前川昌登君） 松本議員

○22番（松本尚美君） これは基本的に、部長は一般的な解釈という話で。

ただ今回は重大案件ということで。まあ重大案件とは言っていないんですが理解をしていただくための、用地取得価格については公表すると。大雑把に言えば物件補償についてはその範囲の中でやるということですが、私はやっぱり、市の庁舎の位置をあそこに移す、要するに移転新築すると。それから合わせ技で複合施設として、宮古市が発足以来の大きな事業でありますね。やっぱりその経過、経緯というのは当然私は市民にもしっかりとですね、我々も説明しなければならない。議決責任をもし果たすとすればですね。だから、この物件補償についてもですね、公費の支出が伴うということですね。これに関連して公衆さん以外にですね当然 106 号からの、バイパスからの物件補償含めた用地買収等々でてくるわけですね。

だから、個人情報うんぬんということもさることながら、やはり私は、一般的な話するのはそのとおりかもしれませんが、それを否定しないわけですけども、これを我々が公費の支出として適切かどうかチェックをどうするのか、どう理解していくのか。それをトータルで認めてくださいという話には私はならない。これは普通に考えてもならないのではないかな。一般的な話をしていますけど、それが適切なのかどうか。我々、議会の置かれている立場は、やはりそこをどうチェックするか、そして適切かどうか。それを判断基準にして予算なり事業なり、執行を判断する立場として。これ、市長どう思いますか。教えられません。

○議長（前川昌登君） 山本市長

○市長（山本正徳君） これは、なかなか難しい問題だというふうに思っています。個人情報的なものもございしますので、なかなかその部分で公表できない部分もあるというのも事実でございますので、その辺はご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（前川昌登君） 松本議員

○22番（松本尚美君） 申し訳ありませんが、理解できません。

もう1点ですね、この用地取得の経過、当初から年内に、12月に契約したい。その段取りで復興を進めてくるといってお話ですが、今定例会の当初に提案されている訳ですね。ですから、それに合わせて当然私は契約が終わったものという前提で提案をするということが、部長の言葉を借りれば一般的だというふうに申し上げたいんですけども。なんかこう、あす明日最終的なですね、今定例会の判断が求められるタイミングに合わせて、本当にこれは予定どおりだと。予定どおりであれば、なぜ早くできなかったのか。そういう非常に疑問が、なぜ今日なのか。普通に考えて、ちょっとレベルが低いかもしれませんが、なんか筋が違うのかなという感じがするんですけど。それを聞いてどうしようもないのかもしれませんが、ちょっと信じられないというか、理解できないというか。

○議長（前川昌登君） 高峯都市整備部長

○都市整備部長（高峯聡一郎君） まず、経過の説明については今ほど皆様の方に差し上げた次第なんですけども、平成24年3月に「地区復興まちづくり計画」という冊子を皆さんもご覧になっていると思いますけれども、その中で駅周辺というか中心市街地の中に津波復興拠点整備事業を導入していくというのが、市の方針として示されたところでございます。

その中で適地として考えられるJRの用地ですね、あそこに付随するかたちで民間事業者の土地も存在するわけでございますけれども、皆さまの方には、この事業を進めていく段階の中から図面をお示ししながら、ご説明をしてきたという経緯がございます。その中で平成25年9月、こちらの方に資料がありますけれども、事業の説明をさせていただいたところでございますけれども、この時から先方の方からは非常に協力的な立場で、我々の方とも協議を進めていきたいというふうな言葉を貰っているところでございます。そうした中で、当該用地を保有している業者さんですけども、皆さんもご存じのとおり復興に対していろいろと寄附金をくださったりということで、宮古市の今後の復興に関して非常に協力的な立場をとっていただいているということで、この用地については、本年中に交渉を妥結して用地を取得する見込みということで進めてまいったところでございます。

したがいまして、我々の方としては、この用地が取得できないということを想定して事業を進めているわけではなく、この用地が取得できるという見込みで皆様にもご説明をしまいいりましたし、先方とも話をしまいいりました。したがいまして、あす明日急にですね、こちらの土地が妥結した、だから今日の報告に至ったというわけではなく、手順を踏んで事業を説明し、先方とも交渉し、本日の皆様へのご説明に至ったというふうにご理解いただければというふうに考えております。

○議長（前川昌登君） 落合議員

○20番（落合久三君） 今日こういう報告、説明になっているんですが、私の受け止めを最初に短くいいますと、こういう事態になったからといって市民が、あその場所に何で、パチンコ屋と背中合わせのところに、その施設を造るのかという疑念は、私は全然消えるものではないと思うし、今日の提案は私個人の想像でいえば想定内のことということ、を、まず最初に話しておきたいと思います。

そのうえで、今高峯部長からは個人情報に関わるのと言われたいというのですが、私聞こうと思っていたのが、物件補償の駐車場。ここにこう書いてありますよね、減少する駐車場区画相当分。なんとなくわかるんですが、ここの地図で示している、私もここ何回も行っていて見ますので駐車場ありますよね、現に公楽さんが仕事で使っている。ここも取得することによって減少する駐車場というのは、ここの部分全部と理解するんですが、最小限何区画分だとかね。それからなんで2年間なのかっていうのも最小限説明しなかったら、情報は公開できませんの一点張りでは、それは全然説明じゃないですよ。やっぱり、普通に説明したら。私はここがなぜかというのを聞きたいです。

○議長（前川昌登君） 高峯都市整備部長

○都市整備部長（高峯聡一郎君） 駐車場の借り上げ料のところについて、ご説明させていただきます。

市の方でこういった事業を行う場合、一般的に物件補償というのがどうしても出てくるんですけど、そちらのときには、公共用地の取得に伴う損失補償基準というのが定められておりまして、その基準に従って行っております。本事業も全く例外ではなく、その基準に従って進めているところでございます。駐車場の補償の考え方でございますけれど、こちらのエリアの中には46台分駐車スペースがございます。こちらの方を2年間我々の方で取得することになりますので、その2年分を補償するというのが、先ほど申し上げました公共用地の取得に伴う損失補償基準、こちらの方で定められている駐車場の補償基準でございます。それに従って先方の方に補償させていただくという内容になってございます。

○議長（前川昌登君） 落合議員

○20番（落合久三君） 46台分の駐車場を含めて取得するので、その基準に基づいて……その、要するに使用できなくなるわけですから、公楽さんは。その分を2年間と。そうすると3年目からは、これはなくなるということですか。

○議長（前川昌登君） 高峯都市整備部長

○都市整備部長（高峯聡一郎君） 2年というのは基準の話でございますので、3年目以降はその計算に含まれません。

○議長（前川昌登君） 落合議員

○20番（落合久三君） それからもう一つ。その上の工作物補償金の、この排水設備とアスファルト、ネットはいいんですが、その排水設備とアスファルトというのは、どういう意味ですか。あの、どういう意味ですかというのは、排水施設、例えばこの用地を取得するところの底に、排水の管だとかいろんなものが、もし通っていて、そこを含めて買い取って、新たにちゃんと舗装したりする必要から、この排水管自体もルートも変えなきゃないとか、なんかそういう意味合いでこのことを書いているのか。それからアスファルトっていつてるのは、その上に乗っかっている部分も剥がす必要があるからって意味なのか。やっぱり最小限簡潔でいいから説明してもらった方がいいんじゃないですか。

○議長（前川昌登君） 高峯都市整備部長

○都市整備部長（高峯聡一郎君） 用地を取得する際に、そこのエリアに入っている個人の財産というのは、残存価値に対して補償するということになっております。それがたとえアスファルトであれ、配管であれ、それには残存価値がございますので、その価値を先ほど申し上げた基準に照らし合わせて計算し、先方へお支払いすることになっております。ですので、アスファルトもそこにあれば、その残存価値を計算して先方へお支払いするというかたちになります。

○議長（前川昌登君） 落合議員

○20番（落合久三君） 排水設備の方は、そこにあるから残存価格分を取得するのであって、その排水設備自体を変更したりとかどうのこうのというのは、これはまた別問題。というよりも現状のままでいくってということなんですか。

○議長（前川昌登君） 高峯都市整備部長

○都市整備部長（高峯聡一郎君） 今後、建築工事を行っていきますので、その中で排水についてはしっかりと整備するというかたちになります。

○議長（前川昌登君） 田中議員

○26番（田中 尚君） 本日、急きょの全員協議会は、あくまでも協議ではなくて説明事項ということでしたので、私も松本議員と同様に聞き置く程度で済ませようと思っておりましたが、それにしても説明と言いながら、説明する内容がですね、非常に、なんていうのかな。議会報告会である市民がおっしゃってましたが、議会をばかにしている。こういうことでありますよ。

つまりね、例えばネットフェンスについては我々は分かりますけど、この部分が補償の対象であります。排水路については、個々の部分です。アスファルトの補償対象分についてはこの部分になりますとか。そんな聞かなくても説明しなきゃないでしょうよ。出している以上は。そういった意味では非常に高峯都市整備部長の判断のせいなのか、山本市長の政治的な指示なのか。それは分かりませんが、いずれ基本的なスタンスが私は問題だと指摘をしたいと思います。なおかつ、言葉遊びをしてはだめですよ。分かりますか意味が。営業補償というお話は、総務常任委員会の中で出た言葉なんです。その後、本会議では山崎企画部長からは営業補償というのは、これは当初の、いわば公衆さんの施設全体を買い取る段階で出た話で、今日ではそういうことはございません。事実上答弁修正したんですけれども。私は総務常任委員会にいましたからね、その時のやり取りを記憶していますけれども。なんの交渉で行き詰まっているのか、まあ、行き詰っているという質問ではなかったんですが、いずれ交渉の部分でなお余地があるという部分はですね、この営業補償というようなかたちでお答えいただいた記憶があります。

したがって、これはちょっと記憶の部分ですのでテープ起こしで確認しますので、いいですそれは。私が言いたいことは議会に対する説明責任、スタンス。なっていないということです。ちょっと声が大きくなって申し訳ないですけどね。こういうことでは、もうだめですよ、と思いますがどうでしょう。本当に聞かなければ説明しない、こういうスタンスに最近特になっております。私はこれは根本的に改める必要があると思うんですが、まあ当局の方にそういうつもりはございません、誠心誠意、住民の代表である議員の皆様には、もう包み隠さず説明できる範囲で精いっぱい説明の機会も持ち、説明をしております、そういうふう言い切れるのかどうかですね。私はちょっと、当局のこの間の議会に対する様々な事案の説明と、それに伴う資料配布の部分で、そういう疑問を持っているんですよ。したがって今回も、そういうふうな内容になっておると私は思うんですが。まあ、それは田中議員の偏見だ、市にしてみればそうではございません。言い切れるのであれば私はそれとして、意見の相違だということで受け止めたいと思うんですが、まずそこを伺いたいと思います。

○議長（前川昌登君） 山本市長

○市長（山本正徳君） 誤解を与えているようであれば、それは我々の説明の仕方が悪いんだろうというふうに思っております。

ただ、ここのネットフェンスあるいはアスファルト等ということでしたのは、この図の中に赤いところで

いった、その範囲の中にあるネットフェンスなりアスファルトということで、ご理解いただけるのではないかなと我々は思っ、あえてここの範囲というふうなカタチで説明をしなかったものでありましてですね、もし、それが不十分というならばですね、ここの範囲にあるアスファルトと、それからネットフェンスの補償というふうになるというふうに思います。大変申し訳ありませんでした。

○議長（前川昌登君） 田中議員

○26番（田中 尚君） 落合議員も聞いた部分ではありますが、この排水設備なんですよ、分からないのが。

この図面を見てね。それからもうひとつが、これはお答えいただいた部分ではありますが、駐車場の区画相当額。これも相当額といっても非常にアバウトな表現でございまして、高峯部長からは46台分ですと。これ初めからですね、そういうふうを書いて説明すべきものだ。そういう意味で非常に説明するスタンスが、ちょっと市長の意図にかかわらずにですね、不十分な部分があるんじゃないですかということを、私は指摘しているわけでありまして。

同じような意味で、下の方の移転雑費っていうことがございますね。これは移転に係る経費。まあ雑費っていうことになると、現時点では代表的な雑費はどういうものが考えられているのか、二、三説明いただければと思います。

○議長（前川昌登君） 高峯都市整備部長

○都市整備部長（高峯聡一郎君） 一番大きいものは、先方の方の全体の敷地面積が減りますので、持っている建築物の建築確認。こちらの方を確認する必要があるございまして、それに必要な費用がこの金額の大部分を占めております。

○議長（前川昌登君） 田中議員

○26番（田中 尚君） ですから、例えば個人情報保護の問題もありました。

しかし、これは私は以前にブルーチャレンジの際にもやり取りした記憶がありますけれども、個人情報保護の基本は例えば、どうしても取得をしたいという場合には、それは個人情報保護が働くことになるわけでありましてけれども、これで実は大きな問題になったのは、3.11大震災のときの行方不明者の捜索だとか、どこにどういう方が住んでいるだとか、避難活動に支障が出る。いや、でもそれは教えられない、誰がどこに住んでいるかは個人情報保護で守られているんだ。こういう場面も一時あったわけでありまして、そこは区別をして、この個人情報保護の本来の目的が活きるカタチで、私は運用にあたってほしいと思うわけでありまして。

同時に今回、高峯部長が公共用地に取得に伴う、いわば損失補償基準に準拠して全てやっておりますということでもありますよね。そうであれば、プロの皆さんはそういう説明でいいんですが、我々議員は素人なんですよ。参考資料として、この損失補償基準。宮古市が採用した今回の分については、2年分の根拠についても、基準の第何条の項目にこういう文章で、資料として添付するくらいのサービスがないとね。それは皆さんから言わせれば、議員の皆さんが事前に調査なさって、分かったうえで臨んでください。そういう気持ちもあるかもしれませんが、それを言うのであればですね、私は少なくともですよ、議員は特別職ですからそういう活動が保障できるだけの給与を保障すべきだとあえて言いたいですよ私は。そうじゃなくて、もうボランティアなんですよ。ボランティアに毛の生えたような、有償ボランティアの実態なのが地方議会議員です。だから、成り手がいないので……

〔「なにしゃべってんの」と呼ぶ者あり〕

○26番（田中 尚君） やじるな、やじるなよ。なんでも茂市議員に言われたくない。

我々議員のスタンス、審議に臨む前提条件として、当局がきちっと説明する責任があるでしょってことをいっているんですよ。あなたの場合は説明がなくてもいいんです。常に賛成だから。そういう意味でですね、きちっとした説明責任を果たしていただきたい。事実と違うのなら、反論してほしい。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○26番（田中 尚君） 茂市さん、私の問いに対する答えね。

例えば、市長の思いと違う。市長は率直に陳謝しました。だとするなら、事務方の方のですね、対応に問題があると私はそう思いますので、ひとつ、市長の決意を重く受け止めてですよ、必要な資料は、こういう質問が出るだろうな、こういう説明をすればなぜなんだっていう質問が出るだろうなという部分ではですよ、やっぱり資料として最大限、まあこれも限がない話ですけど、必要最小限は資料として提出すべきだということを、私は指摘したいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（前川昌登君） 高峯都市整備部長

○都市整備部長（高峯聡一郎君） 今、田中議員さんがおっしゃった点につきましては、我々の方としても至らなかった部分については、お詫びを申し上げたいと思います。必要な資料等につきましては、どういったものが必要なのかというのは、まあ、今の田中議員さんの質問にもございましたし、もしこういった資料が必要だということであれば、我々の方にいただければ、その資料については皆様の方に配布したいと思いますし、いろいろと、ご意見をいただければというふうに思います。

○議長（前川昌登君） 茂市議員

○24番（茂市敏之君） 私は、この中心市街地拠点施設整備事業は、あそこが一番適地だと思っております。

思って説明を聞いておりましたが、この物件補償については金額も、総額でもいいから示していただくべきだと私は思います。そうでないと、賛成しようと思っているみんなにも疑問符がつく。そう思うんですが、その総額でもいいから、できれば、例えば市役所で使っている車の事故等の場合には金額が全部でるわけですので、金額をだしてもらるのが一番いいと思うんですけど、それは個人情報関係でだせないというのであれば、総額でもいいからだして、議員の皆さんの了解を得るべきだと。そうでないと、賛成しようと思っている人たちに疑問符がつく。そう思うんですが、いかがですか。

○議長（前川昌登君） 高峯都市整備部長

○都市整備部長（高峯聡一郎君） 議員の皆様のご意見は非常に重要なことであると私の方でも感じております

ただ、どうしてもご理解願いたいのは、これは先方と信頼関係を結んで、その上に成り立って進めてきている事業でございます。先方の信頼がなければ、逆に言うと市としても、この事業が進められないという実態もご理解いただきたいと思います。

その中で、私の方で答えられる最大限の言い方としましては、そちらにあります用地取得費、用地取得費も本来は出せません。その中で単価というものをを出させていただいておりました。計算をすれば……

〔「決算で出るでしょうが」と呼ぶ者あり〕

○都市整備部長（高峯聡一郎君） 落合さん、聞いてください。

その中で、計算をすれば出てくると思います。そのおおよそ半分、それに若干満たないぐらいだとかたちで、ご理解をいただきたいと思います。申し訳ございませんけども、これは先方との信頼関係、また、議員の皆さまとの信頼に基づいて進めていきたいというふうに考えているところでございます。答えられる最大限の範囲で答えさせていただいたということで、ご理解のほど、なにとぞよろしくお願いいたします。

〔「問題だなあ」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） この件は……

〔「いやいや」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） はい、落合議員

○20番（落合久三君） いや、部長の言うのも分からないわけではありませんが、どっち道……。

〔多言する者あり〕

○20番（落合久三君） 補正組むとき、いつ補正組むのか分かりませんが、出るでしょう、これは。

総額であっても。それから、来年の決算のときに聞いたなら答えなきゃないでしょう。それとも部長が言うのは、今は控えてほしいという意味なのか。そういうことは、あり得ないですよ。決算のときにどうするんですか。そのときも答えられないと言うのですか。

部長に聞きますが、物件補償を仮に茂市さんが言うように総額を言ったからといって、相手に何か重大な誤解なり、不審を招きますか、本当に。私が地権者だったら……私はそういうふうには思いませんけどね。

いや、それとも、本当に約束しているんであればね……

〔多言する者あり〕

○議長（前川昌登君） 高峯都市整備部長

○都市整備部長（高峯聡一郎君） 今ほどの落合議員さんの質問に対して、すみません、直接今答えることはできないんですけれども、先ほど来、皆さまの中で、だったらどれだけの金額なのかという疑問がもたれていたと思いますけれども、その答えに関しては私の先ほどの答弁で、皆さまにはご理解いただけたというふうに考えております。今ほどの落合議員さんとの議論については、ちょっと、今この場でこのまま進めていくのが相応しいかどうかというのは、ちょっと私も分かりかねますので直接答弁はしませんけれども、この移転補償の内容につきましては、今ほど私が説明した部分である程度の概算の部分は皆様も分かったと思いますし、それについては、一切間違いがないということで、ご理解をいただきたいというふうに考えております。

○議長（前川昌登君） ほかになければ……長門議員

○18番（長門孝則君） 今の件の関連で、ちょっとお聞きしたいんですが。

決まっていない用地があと1カ所ありますよね、マクドナルドの駐車場の用地なんですけれども。ここの部分の見通しはどうなんですかね。交渉の状況、見通しをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（前川昌登君） 高峯都市整備部長

○都市整備部長（高峯聡一郎君） こちらの方ですね、先方の方と……マクドナルドは直接の地権者ではないんですけれども、そちらの方とお話をさせていただいておりまして、今どのようなかたちでそちらの土地を使用させていただくのかというところの詰めを行っているところでございます。簡単に言いますと、接道はもう既に行っているんで……

〔多言する者あり〕

○都市整備部長（高峯聡一郎君） 今、左側のところに赤色の点が小さく入っていると思うんですけども、その時点で西側についても、今既に接道ができているところでございます。あとはその土地について、取得について交渉を進めているという段階でございまして、特に今大きな問題はあろうということではなく、条件の整理を行っているという段階でございます。

○議長（前川昌登君） 長門議員

○18番（長門孝則君） そうすればもう近々契約できるといいますか、年度内には契約できる見通しなんですか。

○議長（前川昌登君） 高峯都市整備部長

○都市整備部長（高峯聡一郎君） 年度内には契約に至るものではないかと考えております。

○議長（前川昌登君） 坂下議員

○23番（坂下正明君） 今の話にちょっと関連して私からの聞きたいんですが、その左側の赤い部分の下は、いわゆるマクドナルドの駐車場部分で、ここに歩道を設置するということの説明でしたが、この土地買収も今高峯部長がおっしゃるような感じで何の問題もなく将来的には買収できるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（前川昌登君） 高峯都市整備部長

○都市整備部長（高峯聡一郎君） 小さい部分は既に今回契約に至った土地でございます。

○議長（前川昌登君） 坂下議員

○23番（坂下正明君） そうしてもう1点なんですが、今回契約が終わったこちら側の900平米の土地の下の部分、ここは南町になるんですが、ここも買収するということで前回説明があったんですが、これをよく見ますと1件が建物にかかる、1件が駐車場部分にかかるのがあるんですね。そうすると、先ほどの公楽さんとの契約と同じように、補償内容として建物補償金、駐車場借上げ等々が当然適用になるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（前川昌登君） 中村都市計画課長

○都市計画課長（中村 晃君） 先ほど申しました基準は、こちらの南町の方も同じように適用します。

○議長（前川昌登君） 坂下議員

○23番（坂下正明君） ありがとうございます。1件は建物の3分の1くらいが取り壊しになるので、結局建て替えるしか使い道がないはずですので、そうするとこの辺の補償も金額は分かりませんが、補償内容はしっかりとさせていただきたい。

あとは、参考までにお聞きしたいんですが、この南町の部分は、いわゆる住宅、地目は……なんていうのかな、商業地域とかいろいろとあると思うんですが、ちなみに公楽さんのこの土地の種目は、どういう種目になっていましたか。

○議長（前川昌登君） 高峯都市整備部長

○都市整備部長（高峯聡一郎君） 今お聞きになっているのは、おそらく用途地域のお話だと思うんですけど、準工業地域になっております。

○議長（前川昌登君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、この件はこれで終わります。

閉 会

○議長（前川昌登君） これをもって議員全員協議会を終わります。

ご苦労さまでした。

午前 9時41分 閉会

宮古市議会議長 前 川 昌 登